

## 企業等による従業員への「ハートマッチにいがた」登録支援事業補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、少子化対策としての未婚化・晩婚化対策の一環として、結婚を希望する方の出会いを応援するため、経済団体・法人等（以下、「補助事業者」という。）が行うハートマッチにいがたの入会登録料への助成に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の基準)

第2条 この補助金は、別表の基準により交付するものとする。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する者は対象外とする。

- (1) 政治活動等を主たる目的とする者。
- (2) 特定の公職者（その候補者を含む）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする者。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (4) 役員が暴力団員（暴力団対策法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者。
- (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者。
- (8) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

(交付の条件)

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) この補助金の交付と対象経費を重複して、新潟県の補助金等の交付を受けていないこと。
- (2) 経費の配分の変更（第7条に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならないこと。
- (5) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

(交付申請手続)

第5条 規則第3条第1項、第2項及び第12の規定による申請書及び添付書類は、別記第1号様式のとおりとし、1部を別に指定する日までに知事に提出しなければならない。

- 2 交付決定額の変更を申請しようとする場合は、あらかじめ別記第2号様式による変更交付申請書1部を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は交付申請するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係

る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（変更の承認申請）

第6条 第4条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式により変更承認申請書1部を知事に提出しなければならない。

（軽微な変更の範囲）

第7条 第4条第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

経費の配分の変更については、補助金交付決定額の増額を伴わない変更であり、補助金交付決定額の2割以内の変更である場合

（事業の中止又は廃止の承認申請）

第8条 第4条第3号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第4号様式による事業中止（廃止）承認申請書1部を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の20日前までに知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第9条 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときはこの期日を繰り上げることがある。

（状況報告）

第10条 補助事業者は知事から規則第10条の規定による報告を求められた場合は、別記第5号様式による状況報告書1部を知事に提出しなければならない。

（実績報告書）

第11条 規則第12条の規定による実績報告書は、別記第6号様式のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 規則第12条の規定による実績報告書の提出の期日は、補助事業の完了の日から起算して、30日を経過した日又は補助金の交付のあった年度の翌年度の4月30日までのいずれか早い期日までとする。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

（補助金の額の確定）

第12条 知事は、補助事業者から前条の規定による補助金の実績報告があったときは、その内容に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に対し通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

（補助金の概算払い）

第13条 補助事業者が別記第7号様式による補助金概算払請求書を提出し、知事が必要と認めるときは、前条の規定にかかわらず、交付決定額の一部又は全部について概算払いの額を決定し、当該補助事業者に支払うことができる。

(個人情報の保護)

第14条 補助事業者は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、当該補助事業を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、次の各号の規定のとおり個人情報を適性に取り扱わなければならない。

- (1) 補助事業者は、この事業に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この事業が終了後においても、同様とする。
- (2) 補助事業者が収集する個人情報の範囲は、事業の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (3) 補助事業者は、この事業に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (4) 補助事業者は、この事業に関して知ることのできた個人情報を事業の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (5) 補助事業者は、この事業に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は事業の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- (6) 補助事業者は、この事業の一部を第三者に委託等して実施する場合には、第三者に対して、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1	補助事業者	① 県内に本店又は支店その他の事業所を有する法人 ② 経済団体・経営者団体
2	補助対象事業	企業等が従業員に対して行うハートマッチにいがたの登録料への助成
3	補助対象経費	企業等従業員のハートマッチにいがた登録料への助成額
4	補助率・補助限度額	補助率 1/2* ※1人当たりの上限額は、ハートマッチにいがたの登録料の1/4 ※補助対象経費に補助率を乗じて得た額に、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額
5	その他の交付条件等	① 収集した個人情報適切に管理し、外部に漏洩することが無いようにすること。 ② 事業において、重大な事故が発生した場合は、2次被害の防止に努め、被害者に対して誠実に対応し、県担当課に報告すること。 ③ 県の実施する以下の結婚支援、こども・子育て施策のいずれかに協力すること。 ・新潟県結婚支援パスポート（mari*pass「マリパス」）の協賛企業に加入 ・ハートマッチにいがたの協力企業、応援企業に加入 ・県の結婚支援、こども子育て支援策の広報の協力